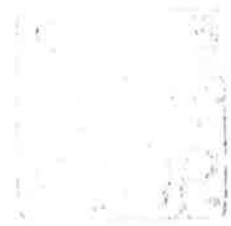


農村第1161号
平成29年3月31日

岐阜県行政書士会長 様

岐阜県知事 古 田 肇



農地法第4条、第5条に係る許可事務等の権限移譲
について（依頼）

日頃は、県行政の推進に格別なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年4月1日より、岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成12年岐阜県条例第4号）の一部改正により、八百津町の区域内においては、従来、知事が行っておりました農地法第4条、第5条に係る許可を始めとする関連事務について、その権限を八百津町長に移譲しております（関連事務の詳細は別紙参照）。

今後の事務処理及び制度の運用につきまして、ご協力を賜りますようよろしく申し上げます。

担当所属	岐阜県農村振興課農地利用調整係		
担当係長	松 井	担 当 者	田 島
電話番号	058-272-1111 内線2667		

別 紙

○ 関連事務（平成29年4月1日移譲分）

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)に基づく事務	<ol style="list-style-type: none">1 法第四条第一項の規定により農地を農地以外のものにするための許可(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合を除く。)をすること。2 法第四条第七項の規定により第一号の許可に条件を付けること。3 法第五条第一項の規定により農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの(農地を除く。)にするため、権利を設定し、又は移転することの許可(同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する場合を除く。)をすること。4 法第五条第三項において準用する法第三条第五項の規定により前号の許可に条件を付けること。5 法第四十九条第一項の規定により立入調査等を行うこと(第一号から第四号まで及び第九号の事務に係るものに限る。)6 法第四十九条第三項の規定により前号の立入調査等の通知又は公示をすること。7 法第四十九条第五項の規定により第五号の立入調査等により生じた損失を補償すること。8 法第五十条の規定により農業委員会又は農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第四十四条第一項に規定する機構から報告を求めること(第一号から第四号まで及び次号の事務に係るものに限る。)9 法第五十一条第一項の規定により第一号又は第三号の許可を取り消し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて原状回復その他違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずること。
---	---